

御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

旧

(趣旨)

第1条 地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、市内において地域産業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則(昭和30年御殿場市規則第12号)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産業立地促進事業とは、市内において民間の企業又は組合(以下「企業等」という。)が工場、研究所又は市内の工業の発展及び地域経済の活性化に寄与するもので市長が特に認める施設(以下これらを「工場等」という。)を設置する事業をいう。

(2)及び(3) 【略】

(4) 設置とは、次に掲げる要件のすべてに該当する工場等の新設又は増設をいう。

ア 工場等の建物を新設し、若しくは増設し、又は機械設備を購入し、業務を開始する(会社法(平成17年法律第86号)第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又は株式交換完全子会社の株式交換完全子会社が業務を開始する場合を含む。以下同じ。)こと。

イからクまで 【略】

(5) 【略】

アからオまで 【略】

新

(趣旨)

第1条 市長は、企業誘致を推進し、地域産業

(用語の定義)

第2条 【略】

(1) 地域産業立地促進事業とは、市内において民間の企業又は組合（以下「企業等」という。）が工場、研究所、物流施設又は市内の工業の発展及び地域経済の活性化に寄与するもので市長が特に認める施設（以下これらを「工場等」という。）を設置する事業をいう。

(2)及び(3) 【略】

(4) 物流施設とは、産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符合44の道路貨物運送業若しくは分類符合47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符合484の梱包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又は第2号に規定する工場若しくは大分類に掲げる分類符号の卸売業若しくは小売業の用に供する施設（流通加工等を行うものに限る。）をいう。

(5) 【略】

ア

第2条第3号に規定する子会社又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社イからクまで 【略】

ケ 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。

(6)

アからオまで 【略】

旧

(補助の対象経費及び補助率(額))

第3条 補助の対象経費及び補助率(額)は、次の表に掲げるとおりとし、補助金の総額は2億円を限度とする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費は除く。

補助の対象経費	補助率(額)
(1) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費	左に掲げる経費に100分の20を乗じて得た額
(2) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費	新規雇用人数(市外在住者、パートタイマー従業員(市内居住者に限る。)、及び市外からの転入者は2分の1換算とし、県外居住者は含まない。)に50万円を乗じて得た額以内

(遵守事項)

第7条 【略】

(1)から(6)まで 【略】

新

補助の対象経費及び補助率（額）

第3条

2億円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設を設置する場合については3億円）

補助の対象経費	補助率（額）
(1) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費	<u>100分の20（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設を設置する場合には100分の30）</u>
(2) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費	【略】

2 前項の規定にかかわらず、静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号商工労働部長通知）に規定する地域産業立地事業に該当しない事業については、前項の表に掲げる補助率（額）により算出された額の2分の1以内の額を補助額の上限とする。

（遵守事項）

第7条

(1)から(6)まで 【略】

(7) 工場等を新設し、若しくは増設した時の従業員の人数又は第3条第1項の表第2号の補助の対象経費の対象として雇用した新規従業員の人数を、補助金の交付年度終了から3年間維持しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

目

(実績の報告)

第9条 【略】

(1)から(7)まで 【略】

(8)

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

新

(実績の報告)

第9条 【略】

(1)から(7)まで 【略】

(8)設備の設置状況(様式12号)(物流施設の場合に限る。)

(9)その他市長が必要と認める書類

附 則

1 【略】

2 平成30年3月31日

新

別表第1（第2条関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	<p>1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。）</p> <p>2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）</p> <p>3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）</p> <p>4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。）</p> <p>5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）</p> <p>6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織により施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）</p> <p>7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）</p>
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第3条関係）

区分	対象施設
<p>食料品製造業</p> <p>清涼飲料製造業</p> <p>酒類製造業</p> <p>茶・コーヒー製造業</p> <p>医薬品製造業</p> <p>医療用機械器具・医療用品製造業</p>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）

新

<u>X線装置製造業</u> <u>医療用電子応用装置製造業</u> <u>医療用計測機器製造業</u>	
<u>化学繊維製造業</u> <u>炭素繊維製造業</u> <u>化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。）</u> <u>プラスチック製品製造業</u> <u>ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴミ製品製造業を除く。）</u> <u>窯業・土石製品製造業</u> <u>鉄鋼業</u> <u>非鉄金属製造業</u> <u>はん用機械器具製造業</u> <u>生産用機械器具製造業</u> <u>業務用機械器具製造業（医療用機械器具、医療用品製造業、武器製造業を除く。）</u> <u>電子部品・デバイス・電子回路製造業</u> <u>電機機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。）</u> <u>情報通信機械器具製造業</u> <u>輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。）</u> <u>その他の製造業</u>	<u>工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であつて市長が別に定めるものに限る。）</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成25年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年4月1日前に着手した補助事業（用地を取得（賃貸借を含む。）を含む。）に対する補助（金）については、なお従前の例による。

新

様式第 1 2 号 (第 9 条関係)

設備の設置状況

	種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1					
2					
3					
4					
5					
6					

(注) 種類及び設備の欄には、別表第 1 に掲げる種類及び設備の名称を記入すること。